議案第２２号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和４年４月１８日提出

松前町長　石　山　英　雄

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和２９年松前町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年松前町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（町長等の諸手当額並びにその支給条例の一部改正）

第３条　町長等の諸手当額並びにその支給条例（昭和２９年松前町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号ただし書中「、１００分の１２７．５」を「「１００分の１２０」」に、「１００分の２２２．５」を「「１００分の２１５」」に改める。

（松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第４条　松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成２４年松前町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「、１００分の１２７．５」を「「１００分の１２０」」に、「１００分の２２２．５」を「「１００分の２１５」」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第５条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年松前町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２１５」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説明資料

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

令和３年度の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による国家公務員の給与を踏まえ、職員及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。ただし、国家公務員の令和３年１２月の期末手当の改定（０．１５カ月分の引下げ）に相当する額を令和４年６月支給分で減額調整する措置は、給与条例主義により給与を受ける権利を侵害する、事実上の不利益不遡及の原則に反する可能性があることから、当町においては、この減額措置を適用しないものとするものであります。

２　改正の内容

（１）職員の給与に関する条例（昭和２９年松前町条例第１３号）

期末・勤勉手当

ア　再任用職員以外の職員（０．１５ヵ月分引下げ　現行４．４５ヵ月分→４．３０ヵ月分）

区　分	令和４年度以降					
	現　　行			改　正　案		
	６月期	１２月期	計	６月期	１２月期	計
期末手当	1.275 月	1.275 月	2.550 月	1.200 月	1.200 月	2.400 月
勤勉手当	0.950 月	0.950 月	1.900 月	0.950 月	0.950 月	1.900 月
計	2.225 月	2.225 月	4.450 月	2.150 月	2.150 月	4.300 月

イ　再任用職員（０．１０ヵ月分引下げ　現行２．３５ヵ月分→２．２５ヵ月分）

区　分	令和４年度以降					
	現　　行			改　正　案		
	６月期	１２月期	計	６月期	１２月期	計
期末手当	0.725 月	0.725 月	1.450 月	0.675 月	0.675 月	1.350 月
勤勉手当	0.450 月	0.450 月	0.900 月	0.450 月	0.450 月	0.900 月
計	1.175 月	1.175 月	2.350 月	1.125 月	1.125 月	2.250 月

（２） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年松前町条例第２２号）

期末手当（０．１０ヵ月分引下げ　現行３．３５ヵ月分→３．２５ヵ月分）　※本条例の適用で採用となった職員のうち特定任期付職員

区　分	令和４年度以降					
	現　　行			改　正　案		
	６月期	１２月期	計	６月期	１２月期	計
期末手当	1.675 月	1.675 月	3.350 月	1.625 月	1.625 月	3.250 月

（３） 町長等の諸手当額並びにその支給条例（昭和２９年松前町条例第１１号）

（４） 松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成２４年松前町条例第１７号）

（５） 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年松前町条例第１１号）

上記（３）から（５）までの期末手当（０．１５ヵ月分引下げ　現行４．４５ヵ月分→４．３０ヵ月分）

区　分	令和４年度以降					
	現　　行			改　正　案		
	６月期	１２月期	計	６月期	１２月期	計
期末手当	2.225 月	2.225 月	4.450 月	2.150 月	2.150 月	4.300 月

３　施行期日

公布の日から施行

４　新旧対象表

別紙のとおり

５　その他

国家公務員における期末手当の減額調整措置の適用職員等

（１） 適用職員

令和４年６月の期末手当を支給される職員で、かつ、令和３年１２月に期末手当が支給された職員

（２） 減額調整額

令和３年１２月に支給された期末手当の額に、次の職員の区分の応じて定める割合を乗じて得た額を期末手当で減額調整

ア　再任用職員以外の職員　１２７．５分の１５

イ　再任用職員　７２．５分の１０

※　職員と同様な考え方をした場合の特別職等　２２２．５分の１５

（３） 減額調整時期等　令和４年６月に支給される期末手当で減額調整

別紙

新　旧　対　照　表

現　　行	改　　正　　案
第１条による改正 職員の給与に関する条例 （期末手当） 第１８条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～５　略	第１条による改正 職員の給与に関する条例 （期末手当） 第１８条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０　　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０　　」とあるのは「１００分の６７．５」とする。 ４～５　略
第２条による改正 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第１８条第２項の規定の適用については、給与条例第１８条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。	第２条による改正 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第１８条第２項の規定の適用については、給与条例第１８条第２項中「１００分の１２０　　」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。

※　＿＿＿＿＿が改正部分

現　　行	改　　正　　案
第３条による改正 町長等の諸手当額並びにその支給条例 （諸手当の額及び支給期日） 第３条　略 （１）　期末手当については、職員の給与に関する条例（昭和２９年松前町条例第１３号。以下「職員給与条例」という。）に定める一般職員に支給する期末手当支給の例により、職員給与条例第１８条第５項中の規則で定める割合は１００分の１５とする。ただし、職員給与条例第１８条第２項中、１００分の１２７．５を１００分の２２２．５に読み替えるものとする。 （２）　略	第３条による改正 町長等の諸手当額並びにその支給条例 （諸手当の額及び支給期日） 第３条　略 （１）　期末手当については、職員の給与に関する条例（昭和２９年松前町条例第１３号。以下「職員給与条例」という。）に定める一般職員に支給する期末手当支給の例により、職員給与条例第１８条第５項中の規則で定める割合は１００分の１５とする。ただし、職員給与条例第１８条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の２１５」に読み替えるものとする。 （２）　略
第４条による改正 松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 （期末手当） 第４条　管理者の期末手当の額及びその支給方法については、職員給与条例に定める一般職員に支給する期末手当支給の例による。ただし、職員給与条例第１８条第２項中、１００分の１２７．５を１００分の２２２．５に読み替え、また、職員給与条例第１８条第５項中の規則で定める割合は１００分の１５とする。	第４条による改正 松前町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 （期末手当） 第４条　管理者の期末手当の額及びその支給方法については、職員給与条例に定める一般職員に支給する期末手当支給の例による。ただし、職員給与条例第１８条第２項中「１００分の１２０」を「１００分の２１５」に読み替え、また、職員給与条例第１８条第５項中の規則で定める割合は１００分の１５とする。

※　＿＿＿＿＿が改正部分

現　　行	改　　正　　案
第５条による改正 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第６条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の事由による失職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に、１００分の２２２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略	第５条による改正 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第６条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の事由による失職の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に、１００分の１５を乗じて得た額を加算した額に、１００分の２１５　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略
	附　則 この条例は、公布の日から施行する。

※　＿＿＿＿＿が改正部分